相続税

健康診断

ひとりでこっそりできる！あなたの相続税

はじめに

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税が大きく改正されました。

①相続税・贈与税の最高税率が70％から50％に引き下げられました。

②相続税と贈与税を一本化した「相続時精算課税制度」が導入されました。

③従来の基礎控除110万円を使った暦年贈与も選択できるため、さまざまな贈与メニューができるようになりました。

これからは、生前に財産を贈与（移転）することが容易にできるようになり次のような効果が期待できます。

・大型の財産移転の実行。

・相続による紛争を防止するための生前の財産の分割の実施。

・節税を目的とした財産の移転。

・子が学資や住宅資金やリストラにあった場合など必要なときに生前に資金を贈与できるため、子が親に感謝するという理想的な親子関係の確立。

このような効果を上げるためには、まず現状の財産を分析して節税を図りながら将来の相続が円満にいくような対策を行う必要があります。

この小冊子は、あらかじめおおよその相続税を把握できるように作成しました。まずはひとりでこっそりと自分の相続税を計算してください。

そして対策を実行される場合には、ぜひ専門家の所へ相談にいかれて皆様の想いが実現できるようなアドバイスを受けられることをお勧めします。

平成15年９月

編　著　者

もくじ

相続税への３つの不安
⇩
相続税はこんなに高い
⇩
相続税への対応

健康診断・スタート

① まず土地について
② すべての財産をチェック
③ 法定相続人は
④ 相続税を求めましょう
⑤ 第２次相続税も計算
⑥ 相続税支払可能チェック
⑦ 総合的に診断
⑧ 贈与の活用（相続時精算課税制度等）

・相続税は長期対策が必要です。
・相続税の申告手続きは複雑です。

相続税への３つの不安

1. どれくらいの相続税がかかるのか

2. 相続税を支払うお金は大丈夫か

3. 自分がなくなった後子供達がもめないか

相続税はこんなに高い

相続財産（債務控除後の課税価格）	相続税			
	子供２人		妻、子供２人	
	税金	税率	税金	税率
万円	万円	%	万円	%
１０，０００	３５０	４	０	０
２０，０００	２，５００	１３	３８０	２
３０，０００	５，８００	１９	２，１４７	７
５０，０００	１３，８００	２８	５，８５０	１２
７０，０００	２２，１００	３２	９，９００	１４
１００，０００	３７，１００	３７	１６，６５０	１７
１５０，０００	６２，１００	４１	２８，４５０	１９

１．相続税を支払うお金を獲得しようと思えば、所得税・住民税を支払う必要性から、相続税支払額の２倍稼がなければならないケースもあります。

２．稼ぐことに費やす時間も、相続税を安くすることに費やす時間も同じ価値があります。

相続税への対応

ま　ず

自分のおおよその
相続税を知っておくこと

その結果

たいしたことはない　⇒　ＯＫ

あまりにも相続税が高すぎる
⇒　早急に対応を！

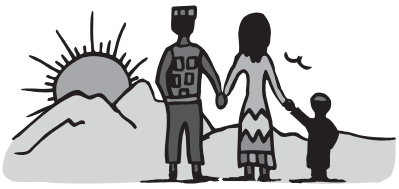

健康診断
スタート

1．まず土地について
おおよその時価で記入してください。

場　　所	細目	坪数 × 坪単価	おおよその時価	相続税評価額
自宅		（　　） ×（　　）	イ	①
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
		（　　） ×（　　）		
借地権			ハ	②
貸付地			ニ	③
貸家建付地			ホ	④
合　計	合計額を６ページの土地①欄に記入して下さい			

土地の相続税評価額は次の手順で求めてください

① 自　宅

（1）自宅が240㎡を超える場合

イ　×　240㎡ / □㎡　×　80％　＝　ロ

自宅土地の面積　　評価減

相続税評価額は　イ－ロ

（2）自宅が240㎡以下の場合

イ　×　80％　＝　ロ

相続税評価額は　イ－ロ

② 借　地　権

相続税評価額は　ハ　×　60％程度

③ 貸　付　地

相続税評価額は　ニ　×　40％程度

④ 貸家建付地

相続税評価額は　ホ　×　80％程度

⑤ その他の宅地等についてはおおよその時価を相続税評価額として計算してください。

⑥ 田、畑で納税猶予される場合は記入しないで結構です。

⑦ 事業用宅地についても評価減できますが簡易な健康診断のため省略しています。

2．すべての財産をチェックします

わからない時はおおよその金額を記入して
どんどん先へ進んでください

		計算方法	No.	相続税評価額
財産	土　地	４ページの合計額	①	
	家　屋	固定資産税評価額	②	
	貸　家	上記の額の70％	③	
	庭　園	時価の70％程度	④	
	事業用財産	未償却残高	⑤	
	有　価　証　券			
	上　場　株	時価×持株数	⑥	
	未 上 場 株	（自己資本÷株式総数）×持株数	⑦	
	その他の証券	額面金額	⑧	
	現　金　預　金			
	現　　金	現在の残高	⑨	
	普 通 預 金	通帳の残高	⑩	
	定期預金他	定期の額面金額	⑪	

財産	生命保険金	保険金(⑫′)－(500万円×法定相続人数)	⑫	
	退職金	退職金(⑬′)－(500万円×法定相続人数)	⑬	
	ゴルフ会員権	時価の70%程度	⑭	
	その他		⑮	
	相続時精算課税に係る生前贈与価額の合計額	贈与時の時価（相続税評価額）の合計額	⑯	
	財産合計		Ⓐ	
債務	借入金	現在の残高	⑰	
	葬式費用	通夜から本葬まで	⑱	
	その他		⑲	
	債務合計		Ⓑ	
相続財産合計　Ⓐ － Ⓑ			Ⓒ	

３．法定相続人は何人ですか。

人

４．相続税を次のページの表で求めてください。

約　　万円

該当欄にない場合はおおよその金額を求めてください。

５．第２次相続税も計算してみましょう。

約　　万円

Ⓒの相続財産の50％か１億6000万円の何れか多い金額を妻(夫)がもらったものとして、従来からの妻(夫)の財産と合計したものが妻(夫)の相続財産です。
10ページの表を見て相続税を求めて下さい。

相続税額早見表

①配偶者がいる場合　　（単位：万円）

子供の数 / Ⓒの金額	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
10,000	0	0	0	0	0
15,000	0	0	0	0	0
20,000	500	380	325	270	230
25,000	1,440	1,134	990	891	792
30,000	2,707	2,147	1,867	1,680	1,552
35,000	3,900	3,175	2,750	2,500	2,325
40,000	4,900	4,050	3,525	3,250	3,013
45,000	5,900	4,925	4,400	4,000	3,750
50,000	6,900	5,850	5,275	4,750	4,500
55,000	7,900	6,850	6,150	5,625	5,250
60,000	8,900	7,850	7,025	6,500	6,000
65,000	9,900	8,850	7,900	7,375	6,850
70,000	11,050	9,900	8,825	8,250	7,725
75,000	12,300	11,025	9,950	9,250	8,700
80,000	13,550	12,150	11,075	10,250	9,700
85,000	14,800	13,275	12,200	11,250	10,700
90,000	16,050	14,400	13,325	12,250	11,700
95,000	17,300	15,525	14,450	13,375	12,700
100,000	18,550	16,650	15,575	14,500	13,700
110,000	21,050	18,900	17,825	16,750	15,700
120,000	23,550	21,150	20,075	19,000	17,925
130,000	26,050	23,450	22,325	21,250	20,175
140,000	28,550	25,950	24,575	23,500	22,425
150,000	31,050	28,450	26,825	25,750	24,675
200,000	43,550	40,950	38,350	37,000	35,925
250,000	56,050	53,450	50,850	48,250	47,175
300,000	68,550	65,950	63,350	60,750	58,425

※１．課税価格　（Ⓒの金額）＝ 相続財産 － 債務・葬式費用
　２．配偶者の税額軽減特例を最大限活用（16,000万円か相続財産の1/2か多い方を相続）するものとしております。
　３．相続税贈与税の精算制度は考慮しておりません。

②配偶者がいない場合　　（単位：万円）

子供の数 / Ⓒの金額	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
10,000	600	350	200	100	0
15,000	2,000	1,200	900	700	500
20,000	3,900	2,500	1,800	1,450	1,250
25,000	5,900	4,000	3,000	2,400	2,000
30,000	7,900	5,800	4,500	3,500	3,000
35,000	9,900	7,800	6,000	5,000	4,000
40,000	12,300	9,800	7,700	6,500	5,500
45,000	14,800	11,800	9,700	8,000	7,000
50,000	17,300	13,800	11,700	9,600	8,500
55,000	19,800	15,800	13,700	11,600	10,000
60,000	22,300	17,800	15,700	13,600	11,500
65,000	24,800	19,800	17,700	15,600	13,500
70,000	27,300	22,100	19,700	17,600	15,500
75,000	29,800	24,600	21,700	19,600	17,500
80,000	32,300	27,100	23,700	21,600	19,500
85,000	34,800	29,600	25,700	23,600	21,500
90,000	37,300	32,100	27,700	25,600	23,500
95,000	39,800	34,600	29,700	27,600	25,500
100,000	42,300	37,100	31,900	29,600	27,500
110,000	47,300	42,100	36,900	33,600	31,500
120,000	52,300	47,100	41,900	37,600	35,500
130,000	57,300	52,100	46,900	41,700	39,500
140,000	62,300	57,100	51,900	46,700	43,500
150,000	67,300	62,100	56,900	51,700	47,500
200,000	92,300	87,100	81,900	76,700	71,500
250,000	117,300	112,100	106,900	101,700	96,500
300,000	142,300	137,100	131,900	126,700	121,500

（例）　課税価格10億円である場合における相続税額（一次相続、二次相続合計税額）家族構成＝本人と配偶者と子３人

（イ）　本人（一次相続時）
配偶者がいる場合の表より、課税価格100,000万円、子３人の欄から15,575万円となります。

（ロ）　配偶者（二次）相続時　（配偶者に固有の財産がない場合）
配偶者がいない場合の表より、課税価格50,000万円（100,000万円×1/2)、子３人の欄から11,700万円となります。

（ハ）　合計　15,575万円＋11,700万円＝27,275万円